

所沢市溶融スラグの利用促進等基本方針

1 目的

本市は、循環型社会の形成に関する施策の一つとして、東部クリーンセンター焼却施設から排出される焼却灰及び飛灰並びに西部クリーンセンター焼却施設から排出される飛灰を東部クリーンセンター溶融施設において溶融処理することによって生成される水砕スラグ（以下「溶融スラグ」という。）を下記通知等に基づき、安定的に多量かつ安全に資源として利用の促進を図るため、所沢市溶融スラグの利用促進等基本方針（以下「方針」という。）を策定する。

- (1) 平成 19 年 9 月 28 日付け環廃対発第 070928991 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」別添「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」（以下「環境省指針」という。）
- (2) 平成 19 年 3 月策定の埼玉県溶融スラグ有効利用指針（以下「埼玉県指針」という。）
- (3) J I S A 5 0 3 1 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材
J I S A 5 0 3 2 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用スラグ

2 溶融スラグの利用用途及び関連規格

溶融スラグの利用用途は次のとおりとする。

- (1) アスファルト合材用骨材[J I S A 5 0 3 2]
- (2) 路盤材[J I S A 5 0 3 2]
- (3) 生コンクリート用骨材[J I S A 5 0 3 1]
- (4) コンクリート二次製品用骨材[J I S A 5 0 3 1]
- (5) 埋め戻し材[J I S A 5 0 3 2 の 4 . 2]
- (6) 土壌改良材[J I S A 5 0 3 2 の 4 . 2]
- (7) その他

3 利用用途の協議

上記2 溶融スラグの利用用途（7）その他については、個別に使用方法、用途、使用場所、加工場所等について溶融スラグ使用者と協議のうえ決定する。

4 溶融スラグの安全基準

溶融スラグ利用の促進を図るため安全性を担保するため下記の品質基準を定める。

（1）溶融スラグの溶出量基準値

対象物質	溶出量基準値	
カドミウム	0.01	mg/リットル以下
鉛	0.01	mg/リットル以下
六価クロム	0.05	mg/リットル以下
砒素	0.01	mg/リットル以下
総水銀	0.0005	mg/リットル以下
セレン	0.01	mg/リットル以下
ふっ素	0.8	mg/リットル以下
ほう素	1	mg/リットル以下

溶出量試験の方法は、J I S K 0 0 5 8 - 1 スラグ類の化学物質試験方法—第

1部：溶出量試験方法による。

（2）溶融スラグの含有量基準値

対象物質	含有量基準値
カドミウム	150 mg/kg以下
鉛	150 mg/kg以下
六価クロム	250 mg/kg以下
砒素	150 mg/kg以下
総水銀	15 mg/kg以下
セレン	150 mg/kg以下
ふっ素	4,000 mg/kg以下
ほう素	4,000 mg/kg以下

含有量試験の方法は、J I S K 0 0 5 8 - 2 スラグ類の化学物質試験方法—第

2部：含有量試験方法による。

5 溶融スラグの利用基準

アスファルトに使用する溶融スラグ細骨材及びコンクリートに使用する溶融スラグ細骨材は、それぞれJ I S A 5 3 0 2及びJ I S A 5 3 0 1にある物理的性状に適合するものとする。

6 溶融スラグの品質管理

東部クリーンセンターは、溶融スラグの品質管理のため、溶融スラグの品質、形状、安全性確認を次のとおり行うものとする。

- (1) 溶出量と含有量の検査項目は、1か月に1回以上の頻度で試料を採取し、検査を実施する。
- (2) その他の検査項目は、3か月に1回以上の検査を実施する。

7 試験結果

上記6の溶融スラグの品質管理の試験結果は、10年間保存するとともに、溶融スラグの利用に際して、試験結果を必要とする者に提供するものとする。また、この様式は別に定める。

8 溶融スラグの販売等

- (1) 溶融スラグの販売については、別途売買契約を締結するものとする。
- (2) 溶融スラグを所沢市が発注する公共工事等により使用する場合は、無償提供する。
- (3) 溶融スラグを所沢市が発注する公共工事以外に使用する場合は、東部クリーンセンターと協議しなければならない。

9 溶融スラグ製造に関する留意事項

東部クリーンセンターにおいては、溶融スラグを製造するにあたり、次の事項について留意するものとする。

- (1) 溶融スラグの利用用途を担保するため、生成された溶融スラグを破碎するとともに、磁性物を除去するものとする。
- (2) 溶融スラグを安定的に供給できるよう、施設の運転、維持管理及び供給体制の整備に努めるものとする。

10 方針の変更

環境省指針及び埼玉県指針等に変更があった場合は、速やかに方針を変更するものとする。

1.1 定めのない事項

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この方針は、平成15年1月15日より施行する。

付則

この方針は、平成19年5月1日より施行する。

付則

この方針は、平成25年7月1日より施行する。